

第2回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和4年9月12日（月） 午後4時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

- (1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 特定最低賃金基礎調査結果等資料説明について
事務局より資料に基づき調査結果等について説明をした。
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ① 現場でも新型コロナウイルスの影響は大分出ており、この点に関する景気の低迷に加え、ロシアの情勢、金融政策やエネルギー問題などの国際経済情勢の影響を受けていること、半導体不足の影響や資材費高騰の影響を受けていることも重々理解している。そのような中で、中小企業の労働分配率が80%程度と高い水準の中、近年の最低賃金は過去最高額を更新していることで経営環境として非常に厳しいことも重々理解している。
- ② 生産性を向上し、賃上げの原資となる収入を拡大した企業が自主的に賃上げをするという経済の好循環を機能させることが重要であり、中小企業に対する一層の支援を含め、更なる生産性の向上や価

格転嫁を含む取引環境の適正化への支援の充実が不可欠であり、労側としてもしっかりと声を上げていかなければならないことも理解している。

- ③ 一方で、最低賃金近傍で働く労働者の生活が厳しいということも認識していただきたい。

消費者物価上昇率については、食費、光熱費などの基礎的支出、いわゆる必需品的なもの、教育費、娯楽費、月謝費などの選択式支出、いわゆるぜいたく品的なものうち、前者は2020年6月には前年度比4.4%上昇に対して、後者は0.2%の上昇である。

生活必需品の価格上昇は、最低賃金近傍で働き生活する世帯にかなり影響があると認識している。

- ④ 自動車産業において人材の確保、定着は重要課題となっており、特定最低賃金の改定によって、全体の賃金の底上げを図り、自動車産業の付加価値、生産性に見合った人件費の水準を実現することによって、労働条件の向上と、産業、企業の競争力強化の好循環を実現し、自動車産業の健全かつ継続的な成長を図っていかなければならないと考えている。優位性よりも、そこで働くプライドに対価を与えていただきたい。

【使用者側の意見要旨】

- ① 原材料費やエネルギーコストの上昇分を価格転嫁できていない状況下において、生産性向上の原資となる付加価値部分が減っている中で最低賃金だけが上がるというのは難しいと考えている。付加価値が産業全体にいきわたる環境を作っていない限り、最低賃金だけが上がっていけば、かえって経済全体にとってマイナスになるのではないかと考えている。

- ② 毎年県最賃が上がっていく中で、本当に特定最低賃金の存在意義があるのかということも考えなければならぬと思っている。

最低賃金が上がらない中で、上げられる業種だけでも上げていくというのが特定最低賃金なのではないか。県最賃が上がっていく中では特定最低賃金を県最賃に一本化せざるを得ないという時期にそろそろ来ているし、政策意図としてもその方向になりつつあるのではないかと感じている。

- ③ 物価が上がっているため特定最賃も上げざるを得ないのではないかと考えている。ただ、その上げ幅については、これだけ県最賃が上がる中で、優位性を保ちながら上げるというのは難しく、労使でひざを突き合わせて具体的な議論をしていく必要があるのではないかと考えている。

- ④ 労側の意見は十分に理解しており、最後に言われた誇りの部分も、

当然、労働の対価としての賃金という点で理解している。

一方で、決して賃金だけではなく、自動車産業が抱えている課題はたくさんあり、SDGs、エネルギー問題という点で非常に重要な局面に来ている。今の状況はピンチであり、それをチャンスに変えていくような局面の中で、どういったものに誇りを持つかは様々と思っている。

その中の1つとして、賃金の底上げは当然否定するものではなく、取り巻く環境から賃金に注目されるのは当然だが、いろんなところに誇りを持てる職場、働く環境全体に魅力があるよう改善していかなければならない。そういった点を総合的に、お互いにいろいろと議論ができる中で賃金もより良い方向に向かっていけばと思っている。まずは雇用維持が当然であり、いろんな角度から議論をしていきたい。

- ⑤ 自動車産業の現状は、県全体で有効求人倍率が高くなってきている中、半導体不足の影響等で雇用調整助成金を多くの会社がもらいながら操業しており、少し慎重にならざるを得ない。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県最低賃金基礎調査結果報告書（令和4年度）
- ・自動車・同附属品製造業最低賃金
 - ① 岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較
 - ② 自動車・同附属品製造業最賃と県最賃の年度別比較
- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）
- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）（案）